

質 問 回 答 書

件 名 課長級対象プログラム（仮称）支援業務委託

項目	質問内容	回答
1	提案書における「業務実施体制」は、当社の体制図と解しています。 一方、提案書における「提案内容内の実施体制」とは、貴市と当社の業務の役割を明確にした実施体制という理解でよろしいでしょうか。	6（2）アについては本業務における御社の体制図としてください。 6（3）アに記載の実施体制については御社と本市の業務の役割を明確にした実施体制もしくは御社の体制図のいずれでも構いません。
2	提案書評価基準における『提案内容：民間企業トップ層（2名）との対話』について、過去に同様の対話を実施された実績がある場合、これまでに招聘された方の属性やご経歴等についてご教示いただけますでしょうか。	近年、当課において同様の対話を実施した実績はありません。
3	提案書評価基準『民間企業トップ層（2名）との対話』における『類似プログラム』とは、具体的にどのような内容・形式のプログラムを指しているのか、ご教示いただけますでしょうか。	組織のトップ層や幹部層が登壇する研修や、対話・対談でのファシリテーションの実績を想定しています。
4	提案書評価基準『政策提言の運営』に関し、過去に同様の政策提言に係るプログラムを実施された実績がある場合、その概要についてご教示いただけますでしょうか。	近年、当課において同様の政策提言に係るプログラムを実施した実績はありません。
5	提案書評価基準『政策提言の運営』に関し、「（補助）」と記載がございますが、企画等は受託者は行わないという認識で相違ないでしょうか。	企画等を全く行わないというわけではなく、委託者の案に対するより効果的な運営にかかるアドバイス等も行っていただくことを想定しています。

6	業務説明資料『受講対象者』に記載の『課長級の職員（令和8年4月1日時点）15名程度』について、対象者はどのような基準で選抜されたのか、また想定されている属性（所属部門や経験年数、年代等）についてご教示いただけますでしょうか。	対象者の選抜基準及び属性についてはお答えできません。
7	業務説明資料『6 業務の内容 【参考2】 本委託外のプログラムを含む課長級対象プログラム（仮称）の全体像』に記載の『他流試合型研修受講』『民間オンライン動画サービス受講』『プロジェクトマネジメント講座受講』『民間主催講演会聴講（任意）』について、それぞれ具体的な実施内容や想定されているプログラムの概要をご教示いただけますでしょうか。	現時点では各プログラムの詳細は検討中のためお答えできません。
8	委託契約約款について 公共工事等を想定した請負契約の約款となっておりますが、本件業務の内容は人材育成プログラムの実施支援等であることから、納品物の生じる準委任契約と整理されるのが一般的と考えております。契約締結に際して、準委任契約に適した契約書雛形での締結を検討いただける可能性はございますでしょうか。具体的には以下のような方法を想定しております。 ・貴市準委任契約雛型での締結 ・受託者側準委任契約雛型での締結 ・貴市委託契約約款を順委任契約の意味合いとなるよう修正	横浜市委託契約約款に基づき契約を行うことになっているため、準委任契約に適した契約書雛形での締結については困難です。
9	②個人情報取扱特記事項第8条2項について 弊社は他のお客様への役務提供に支障をきたす恐れがあることから、お客様による事業所内への立ち入り検査は一律でお断りしている状況です。同様の基準を持つ事業者が他にも想定されるかと存じますが、その場合事業者側が備えるべき情報管理基準または対応代替策が想定されればご教示いただけますと幸いです。	本市は、個人情報保護法第 66 条の規定により個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされています。その具体的な内容の一つとして、「保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認す

		る」と、国の個人情報保護委員会から示されています。 このため、現地検査の実施に関する規定を特記事項第8条第2項に設けています。以上のことから、原則として検査を実施することとなっています。
10	③業務説明資料について 11 業務遂行上の配慮事項 (5) 納品物の内容に応じて、成果物の知的財産権についてご検討いただくことは可能でしょうか。(具体的には、弊社帰属とさせていただき、貴市の委託目的の範囲内での利用を許諾する旨をご検討いただきたく存じます。) 弊社創業以来のナレッジを保護することを目的として、他自治体のお客様含め、一律で納品物の著作権を弊社帰属とさせていただいておりますので、実際の納品物に応じてご検討いただけますと幸いです。	成果物の知的財産権については現時点では判断が難しいため、契約の手続きの際に別途協議とさせていただきます。